

経営委員会協議事項及び議事の経過

1. 開催日時 2026年1月14日(水) 14:00~14:40
 2. 開催場所 Web開催(2階 役員会議室)
 3. 出席者 平川担当副理事長(大阪) 新富委員長(佐賀)
【リモート】 趙副委員長(埼玉) 新井委員(宮城) 椿委員(東京)
金委員(千葉) 小林委員(神奈川) 矢崎委員(長野)
富田委員(静岡) 澤田委員(富山) 村田委員(福井)
金委員(山口) 宮本委員(福岡)

太田専務理事 松谷事務局長 浅井事務局次長
前島業務部長 河田業務課課長 兼坂業務課課長
天野業務課課長補佐 田賀課員
-

4. 議 事

(1) 貯玉・貯メダルの補償ルールの変更・追加について

事務局から、資料に基づき、貯玉補償基金から昨年末に公表され加盟ホールに対し周知が開始されている本年11月より変更・追加される貯玉・貯メダルの補償ルールの概要について説明があった。

協議の結果、貯玉補償基金に対し資料内容の疑義について照会をしたうえで、組合員ホールに対し、本件に係る詳細等については貯玉補償基金又は自店の貯玉システムに対応するセンタ事業者へ問い合わせを行うよう、全国理事会で報告することとした。

(2) ホールにおける受動喫煙対策について

事務局から、

- ・現在、厚労省において受動喫煙に関する有識者による専門委員会が設置され、2020年4月に施行された改正健康増進法の施行後の実態把握と、

それに伴う今後の対応に向けた議論が行われている。これは、本改正法において、施行後 5 年を経過した場合に施行状況について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる、との規定が設けられていたことに基づくものとのことである。

- ・ 今後議論される事項の一つに加熱式たばこの取り扱いが挙げられている。具体的には、現在暫定措置となっている加熱式たばこの受動喫煙防止対策に係る法的要件を紙巻たばこと同等の扱いとするか否かというものである。
- ・ 専門委員会では、今後、関係団体へ本改正法施行後の各業界内における受動喫煙対策の実態把握を目的としたヒアリングを行うこととしているが、これに関連し、今月上旬、厚労省から全日遊連に対し、本年春頃に実施予定のヒアリングへの参加の有無について検討の打診があった。

等について説明があった。

協議の結果、引き続き厚労省及び専門委員会の動向を注視するとともに、ヒアリングは公開されるため、参加する場合には相応の準備と慎重な対応が必要であることから、事務局において同様に打診を受けている日遊協と意見を擦りあわせながら今後の対応について検討していくこととした。

また、専門委員会において法の趣旨に明らかに反すると思われるホールの存在について指摘がなされるなど、当業界の受動喫煙に係る対応について関心が寄せられていること、本年 3 月以降に出される予定の加熱式たばこの健康への影響に関する厚労省の研究結果によっては加熱式たばこが紙巻たばこと同等の扱いとなる可能性があり、そうなると、以後、喫煙をしながらの遊技は不可能となるなど、ホール営業に与える影響は非常に大きいものとなることから、組合員ホールに対し、自店の受動喫煙対策の実施状況について確認のうえ、法の趣旨に反する実態が確認された場合には是正を検討することを全国理事会で周知・啓発することについて、執行部に意見具申することとした。

(3) ホールにおける地球温暖化対策について

事務局から、「2024 年度分 ホールにおける電気使用量等調査」の集計結果の速報値について、

- ・ ホールが使用した電気使用量から換算した CO2 排出量は、集計値を全組合員ホール数に換算した推計値で前年度比約 15 万 t (6.5%) 減少であった。

- ・全日遊連「低炭素社会実行計画」の目標は、ホールにおける電気使用量から換算した CO2 排出量を 2030 年度までに 2007 年度比で 22%削減することであるが、今回の調査の結果、2007 年度比で 53.9%の削減となり、昨年引き続き目標を達成している状況にある。
- ・調査結果については、全国理事会を経て警察庁及び関係省庁へご報告する予定である。

との説明があった。

以上